

事務連絡
令和3年9月30日

公益社団法人 日本バス協会 理事長 殿

国土交通省自動車局
安全政策課長

「都道府県をまたぐ移動の際の留意事項に係る呼びかけについて」の周知について

第77回新型コロナウイルス感染症対策本部において、9月30日をもって緊急事態措置及びまん延防止等重点措置を終了することが決定されました。あわせて、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されました。

緊急事態措置及びまん延防止等重点措置の終了に伴い、基本的対処方針では、緊急事態措置を実施すべき区域から除外された都道府県においては、対策の緩和は段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続けること、混雑している場所や時間を避けて少人数で行動していただくこと、帰省や旅行など都道府県間の移動に際しては、基本的な感染防止策を徹底することが示され、その他の県においても、帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底することが示されたことから、これまで行ってきた新型コロナウイルス感染症対策に関する呼びかけについては、当面の間別添のとおり対応するよう、傘下会員に対して周知をお願いいたします。

（別添）都道府県をまたぐ移動の際の留意事項に係る呼びかけについて